

多摩川流域治水推進パートナー制度実施規約

（趣旨）

第1条 激甚化・頻発化する水害から国民の生命と暮らしを守るための新たな水災害対策である、流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」においては、企業、今後の川づくりを一緒に行うことができる団体等の多様な関係者、（以下「企業等」という。）を含むあらゆる関係者との連携が重要です。

そこで、多摩川における流域治水に取り組む企業等や流域治水の取り組みを推進する企業等を幅広く周知するとともに、今後の川づくりを一緒に行うことができる団体等を幅広くパートナーとして認定するため、『多摩川流域治水推進パートナー制度』を創設します。本規約は、パートナー制度を実施するに当たり必要な事項を定めるものとします。

（パートナーの取り組み）

第2条 多摩川流域治水推進パートナーは年度を単位として、以下の取り組みを行うこととします。

- （1）企業等の Web ページ、SNS、広報誌、ポスター等への情報掲載
- （2）流域治水に関する広報資料の配布・掲示、アナウンス等
- （3）イベント出展やメディアへの情報掲載など、多摩川流域の情報についての広報活動
- （4）多摩川流域のクリーンアップなど美化活動
- （5）多摩川流域の自然教育や体験学習など、流域学習活動
- （6）自治体等との防災協定の締結、避難所としての場所の提供等防災活動への積極的な参加
- （7）上記活動結果の報告（提出された取組実績報告書（様式2）の内容は、京浜河川事務所 web ページ等で公表します。）
- （8）その他、多摩川流域治水に資すると京浜河川事務所が認める取組

（パートナーの申請）

第3条 本制度への参加を希望する企業等は、本規約を確認の上、申請書（様式1）に必要事項を記載し京浜河川事務所（以下「事務局」）へメールにて提出します。

提出先：ktr-keihin-tamapt■ki.mlit.go.jp（■を@に置き換えてください。）

2 次の各号のいずれかに該当する企業等は、パートナーの認定を申請できません。

- （1）政治団体又は宗教団体
- （2）第7条第1項に定める反社会的勢力又は反社会的勢力と同項各号のいずれかに該当する関係を有する企業等
- （3）法令や公序良俗に反する行為をしている者

（パートナーの認定）

第4条 事務局は、前条による申請があった場合において、申請が次の各号のいずれにも該当すると認められるときは、その申請企業等をパートナーとして認定します（以下、認定を受けた企業等を「認定企業等」といいます。）。

- (1) 多摩川流域内での活動・事業であること。
- (2) 取組の内容が第1条に定める「趣旨」に沿っていること。
- (3) 取組の内容が具体的であり、実現性が認められること。
- (4) 取組の内容が特定の製品又はサービスの宣伝目的でないこと。
- (5) 前条第2項のいずれかに該当する者からの申請でないこと。

(任期等)

第5条 多摩川流域治水推進パートナーの任期は、毎年度4月1日から翌年3月末日までとします。

パートナーからの活動・事業停止等の申告が特にない場合は、翌年度もパートナーの認定を自動継続することとします。ただし、第2条の取組みにそぐわない活動・事業を行った場合やパートナーからの活動・事業停止等の申告があった場合は、認定を取りやめることとします。

また、活動・事業に関して事務局から連絡がとれない状況が1年以上続く場合や、パートナーとしての活動が困難と判断される場合は、認定を取りやめることとします。

(多摩川流域治水推進パートナーのメリット)

第6条 多摩川流域治水推進パートナーは、以下のようなメリットが受けられます。

- ・流域治水の推進に取り組む企業等をパートナーとして認定し、その取組を京浜河川事務所のwebページ等で紹介するほか、企業等の活動においてパートナーである旨を明記することが可能となります。

(反社会的勢力の排除)

第7条 パートナーの認定を申請する企業等及び認定企業等は、事務局に対し、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に現在及び将来にわたって該当しないことを表明及び保証し、反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係を現在及び将来にわたって有しないことを誓約します。

- (1) 反社会的勢力が経営に支配的な影響力を有すること。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用すること。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていること。
- (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 パートナーの認定を申請する企業等及び認定企業等は、自己又は第三者を利用して次の各号の行為を行ってはなりません。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議の信

用を棄損し、又は流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 事務局は、認定企業等が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知・催告を要せずして、パートナーの認定を取り消すことができます。

(1) 第1項の表明保証又は誓約に反することが判明した場合

(2) 第1項の表明保証又は誓約に反しパートナーの認定を受けたことが判明した場合

(3) 前項に反する行為をした場合

4 事務局は、前項の規定によりパートナーの認定が取り消された認定企業等に発生した損害について、何ら責を負わないものとします。

(免責事項)

第8条 事務局は、認定企業等の活動に起因又は関連して当該認定企業等又は第三者に生じた一切の損害に対して責任を負わないものとします。

(個人情報の取扱)

第9条 事務局が入手した認定企業等及び認定の申請を行った企業等から取得する個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適切に取り扱います。

2 事務局は、あらかじめ本人の同意を得た上で、他の認定企業等の第三者に個人情報を提供することができます。

(規約の改正等)

第10条 本規約は、事務局により必要に応じて改正される場合があります。その場合は、改正後に認定企業等に通知します。

2 本規約の改正により認定企業等に不利益が生じた場合も、事務局はその責任を負うものではありません。